５月は消費者月間

統一テーマ　考えよう！大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～

消費者１１０番を開催します

消費者月間の一環として、消費生活に関するトラブルの相談に

無料で**弁護士**や**消費生活相談員等**が応じます。

多重債務、悪質商法、商品やサービスの契約など消費生活のトラブルで

お困りの消費者の解決のお手伝いをします。

お気軽にご相談ください！

日　　時　**令和４年５月 31 日（火）１０時～１７時**

場　　所　**岩手県立県民生活センター　大ホール**

（詳しい場所は下記案内図をご参照ください。）

相談方法

【面接】直接会場までお越しください。（最終受付１６時３０分）

【電話】次の臨時専用ダイヤルにおかけください。

臨時専用ダイヤル　019−653−2181　（当日限り）

主　催

岩手県消費者行政推進ネットワーク

（事務局　岩手県立県民生活センター）

関係団体

岩手弁護士会

盛岡市消費生活センター

消費者信用生活協同組合　ほか

【問い合わせ先】

岩手県立県民生活センター

盛岡市中央通３－１０－２

TEL　０１９－６２４－２２０９

（相談専用電話）